

加古川製鉄所第二号高炉立上げ時の臭気発生に関する高砂市

への報告書提出について

加古川製鉄所第二号高炉の改修が終わり、去る5月24日に再稼働のための火入れを行いました。稼働に際して木材（枕木）を燃焼させました。この際、臭気を発生させ、多くの皆様にご迷惑をお掛けいたしました。誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

本日、本件の報告書を高砂市長に提出いたしましたので、お知らせいたします。

報告書の内容は、以下のとおりです。

1. 当日の状況

(1) 高炉火入れの際には、炉内の耐火物を昇温させるため、木材を燃焼させます。通常の操業時は、高炉で発生したガスは全量回収し、燃料として有効活用しておりますが、木材を燃焼させて発生したガスは、酸素を多く含んでいるため、保安上の観点から、大気中に放散します。24日は、19時15分にガス放散を開始し、23時05分にガスの全量回収に切り替えました。

(2) 過去の風向を調査し、市街地への影響の少ない北風が想定される時間帯に燃焼を予定していましたが、同時刻には、低気圧の接近で南風でした。製鉄所北側の地域には、事前のお知らせをしていることから、予定通り燃焼を開始いたしました。その後、風向が南南東に変化し、特に、高砂市の住民の方にご迷惑をお掛けいたしました。この時点で、高砂市および高砂市消防本部に連絡をすべきでしたが、報告を行いませんでした。

2. 大気汚染防止法の適用範囲について

今回のガス放散については、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」に記載のある「保安上または公害防止上やむを得ず生ずる高濃度の排出」に該当するものと考えております。今回、放散したガス中の硫黄酸化物および窒素酸化物の簡易測定を実施した結果、大気汚染防止法の基準値を下回った値であることを確認しております。

3. 放散ガスの種類と影響について

放散したガスに含まれる悪臭関係22物質について着地濃度を算出いたしました。許容濃度の千分の一以下と下回っており、健康への影響はないものと考えております。

4. 今後の対策について

加古川製鉄所においては、次回の高炉火入れは未定ですが、環境負荷を軽減する高炉立上げ方法を検討いたします。

また、臭気の影響範囲の予測が甘かったことを反省し、今後、加古川製鉄所の大きな操業変化時には、高砂市への事前の周知を徹底するとともに、緊急時の高砂市への連絡に関する基準、連絡体制の仕組を整備いたします。